

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための警戒段階別方針(BCP; Business Continuity Plan)学生用0105版

●R3年1月5日 レベル【 4 】

判断基準 1. 学内関係者の発生がない時期は、【B 宮崎県/全国の状況】をもとにレベルを判断する。 2. 学内関係者の発生または濃厚接触者がいる場合は、【A 学内状況】をもとにレベルを確認し、1.で判断した【B宮崎県/全国の状況】を合わせて総合判断する。			教育活動及び学生生活								研究活動
レベル	A; 学内状況	B 宮崎県/全国の状況		教育活動			学生生活				学部生 別科生 大学院生
	学生及び教職員 ・感染者 ・濃厚接触者 ・クラスター	※宮崎県かつ全国の要件を満たす 宮崎県 緑:感染未確認圏域 黄:感染確認圏域 オレンジ:感染警戒区域 赤:感染急増圏域	全国 (都道府県ごとの公表資料をもとに判断)	授業 講義 演習 実験 実技 ※実習については、 実習要綱に準ずる	学生の入構 学部生 別科生 大学院生	学生の課外活動 サークル 施設貸出	就職活動	他県への往来 (帰省・旅行・イベント参加等)	アルバイト	同居者の離県や県外にいる家族・親族・友人等との接触	
0	☐ 平常時	☐ 感染症の発生なし	☐ 感染症の発生なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	☐ なし	☐ レベル0 (持続的な警戒) 全ての圏域が感染未確認圏域(緑)	☐ 感染者数が増加する地域がある	感染対策を実施した上で面接授業を行う。 一部、遠隔授業※を実施。	感染対策のうえ許可	サークル活動は、感染対策計画書を提出のうえ許可 ※県内イベントや試合等への参加については、学生生活ガイドブックを参照	県外への往来は要報告(離県届の提出)	・離県は実習2週間前から禁止とする。 ・県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。	・アルバイト先が3密を避ける感染対策を実施していることを条件とする。 ・接待を伴う飲食店でのアルバイトは禁止とする。	・県外者(家族・友人等)との接触は、実習2週間前から禁止とする。それ以外は、3密を避ける感染対策をしっかりと行い、会食は控える。 ・同居者が感染が拡大している地域及び感染流行地域に離県する場合は、帰宅後の2週間は3密を避けるように注意する。 ・家庭内の感染対策をしっかりと行う。(不安や気になる場合は、学年顧問、別科アドバイザー、研究科教員等に相談)	感染対策のうえ実施 ※他県との往来の制限または所属施設のBCPに準じて実施
2	☐ なし	☐ レベル1(警戒) 感染確認圏域(黄)が1～3圏域	☐ 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)あり			・学生の施設利用(学習面)情報処理室及び図書館 平日 20時まで 土曜日 17時まで 日曜日 利用不可	・県外への往来は要報告(離県届の提出) ・感染が拡大している地域及び感染流行地域への往来後は2週間の自宅待機とする	・特定警戒都道府県及び感染が拡大している地域への往来は原則、禁止とする。 ・やむを得ない事情で、感染が拡大している地域及び感染流行地域への往来した場合は、帰県後に2週間の自宅待機とする。	・アルバイトは実習2週間前から禁止とする。	・上記のような接触がある場合は、学年顧問等へ報告・相談する。	
3	☐ 感染者なし ☐ 学生または教職員に濃厚接触者はいいが、学内での感染拡大リスクなし	☐ レベル2 (特別警戒) ・感染確認圏域(黄)が4圏域以上 ・感染警戒区域(オレンジ)が1圏域以上 ・感染急増圏域(赤)が1圏域以上	☐ 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)あり 又は ☐ 一部の地域(他県)に緊急事態宣言発令中(各都道府県独自)である。もしくは特定警戒都道府県指定の地域あり			・サークル活動は、感染対策計画書を提出のうえ許可施設利用 ・土日使用不可 ・20時まで ※県内イベントや試合等への参加については、学生生活ガイドブックを参照	・県外及び圏域区分(赤)への往来は要報告(離県届の提出) ・感染が拡大している地域と感染流行地域への往来後は2週間の自宅待機とする	・休講中の離県は原則自粛とし、やむを得ない事情がある場合は学年顧問に相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。感染拡大注意都道府県及び特定警戒都道府県へ往来した場合は、帰県後に2週間の自宅待機とする。			
4	☐ 感染者あり ☐ 学生または教職員に上記感染者との濃厚接触者はおらず、学内での感染拡大リスクなし	☐ レベル3 (感染拡大緊急警戒) 感染急増圏域(赤)が1～2圏域以上 県が国指標(6つの指標)ステージ3相当と判断		原則、遠隔授業※を実施。状況に応じ分散登校もしくは休講。	指示ある場合のみ許可			原則禁止 ※1 やむを得ず、県外へ往来する場合は、学年顧問等へ相談の上、離県届(就職活動以外)を提出する。			指示のある場合のみ学内での実施を許可 ※他県との往来制限に準じて実施
5	☐ 感染者あり ☐ 学生または教職員に上記感染者の濃厚接触者があり、学内での感染拡大リスクあり	☐ レベル4 県独自(緊急事態宣言)全圏域において ・感染急増圏域(赤)が3圏域以上 ・県が国指標(6つの指標)ステージ4相当と判断	☐ 感染拡大注意都道府県(県が指定する感染が拡大している地域と感染流行地域)・特定警戒都道府県の指定(宮崎県含)の地域あり	原則、遠隔授業※を実施。状況に応じ、休講。	原則禁止 指示ある場合のみ許可	全面活動禁止	原則禁止	特定警戒都道府県及び感染が拡大している地域で開催のイベント等への参加は禁止	原則禁止	原則禁止 ※やむを得ず県外在住の人と接触した場合は、学年顧問、別科アドバイザー、研究科教員等へ報告し、健康観察を強化する。	原則、在宅で実施 指示ある場合のみ学内での実施を許可
6	☐ 感染者あり(複数) ☐ 学生または教職員に上記感染者の濃厚接触者が複数おり、学内での感染拡大のリスクあり		☐ 全国に緊急事態宣言発令中		原則禁止			※2 宮崎県に緊急事態宣言発令中の場合は、居住する圏域外への移動は自粛。やむを得ず、圏域外へ往来する場合は、学年顧問等へ要報告。		学内で感染が発生している場合は、接触した人に健康観察を行うように伝える。	・入構禁止 ・在宅で実施